

一般社団法人静岡県設備設計協会慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の慶弔及び見舞に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次の通りとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 死亡弔慰金
- (3) 傷病見舞金
- (4) 災害見舞金
- (5) その他の慶弔見舞金

(支給対象者)

第3条 慶弔見舞金の支給対象者は、次のとおりとする。ただし、結婚祝金、傷病見舞金及び災害見舞金は正会員のみを対象とする。

- (1) 正会員（団体正会員の場合、その代表者）、その同居家族及びその被使用者
- (2) 特別会員及びその同居家族
- (3) 賛助会員（団体賛助会員の場合、その代表者）
- (4) 会長経験者

(結婚祝金)

第4条 結婚祝金は、10,000円とする。

(正会員等の死亡弔慰)

第5条 正会員が死亡した場合の死亡弔慰金は、30,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

2 正会員の同居家族が死亡した場合の死亡弔慰金は、10,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

3 正会員の被使用者が死亡した場合の死亡弔慰金は、10,000円とする。

(特別会員等の死亡弔慰)

第6条 特別会員が死亡した場合の死亡弔慰金は、30,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

2 特別会員の同居家族が死亡した場合の死亡弔慰金は、10,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

(賛助会員の死亡弔慰)

第7条 賛助会員が死亡した場合の死亡弔慰金は、10,000円とする。

(会長経験者の死亡弔慰)

第8条 会長経験者が死亡した場合の死亡弔慰金は、30,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

(傷病見舞金)

第9条 正会員が傷病により7日以上入院して加療する場合の傷病見舞金は、10,000円とする。

(災害見舞金)

第10条 正会員が自然災害、事故災害その他不慮の災害により、住居に損害を被った場合の災害見舞金は、その都度、会長、副会長及び専務理事が協議して決定することとする。

(その他の慶弔見舞金)

第11条 その他の慶弔見舞金については、その都度、会長、副会長及び専務理事が協議して決定することとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

慶弔見舞金早見表

区分	結婚祝金	死亡弔慰金	傷病見舞金	災害見舞金	その他
正会員 (団体の場合、代表者)	10,000 円	30,000 円 生花又は花輪 弔電	10,000 円 (7 日以上入院加療)	三役（業務執行理事）の協議により決定する。	顧問への対応など規程にないものについては、三役（業務執行理事）の協議により決定する。
正会員の同居家族	×	10,000 円	×	×	
正会員の被使用者	×	10,000 円	×	×	
特別会員	×	30,000 円 生花又は花輪 弔電	×	×	
特別会員の同居家族	×	10,000 円	×	×	
賛助会員 (団体の場合、代表者)	×	10,000 円	×	×	
会長経験者	×	30,000 円 生花又は花輪 弔電	×	×	